

# 日本発達障害ネットワーク

今回の改正が、

- ・子どもや障害者がマスク着用できない場合があることは「正当な理由」であり、旅館業者はマスク着用を強制でしないこと  
(参考) [\(厚生労働省\) マスク等の着用が困難な状態にある方への理解について](#)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14297.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html)

- ・旅館業者が配慮を実施する上での過重な負担とは、明らかな感染症の疑いがある人への対応のほか、「従業員を長時間拘束し、威圧的な言動や暴力をもって苦情の申請を行う」をイメージしたものであって、障害者差別解消法の合理的配慮の要請は拒否理由にはならないこと

- ・従業者への障害特性の理解を深める努力を旅館業者に求めていくこと

(参考) [\(国土交通省\) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」](#)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001413748.pdf>

を示していただいていることに賛同し、特に「従業者への障害特性の理解を深める努力」については協力してまいりたいと考えています。